
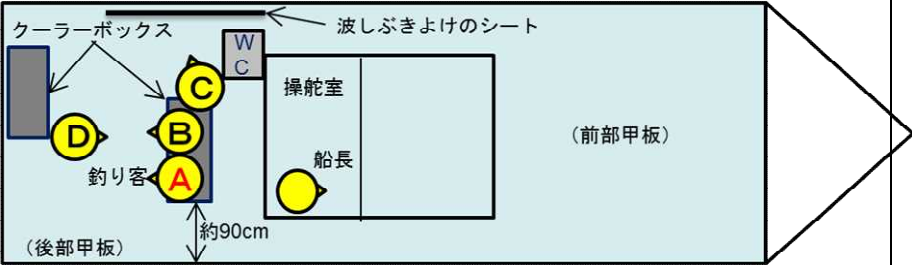


## 船舶事故調査報告書

平成31年1月30日  
 運輸安全委員会（海事部会）議決  
 委員長 中橋和博  
 委員 佐藤雄二（部会長）  
 委員 田村兼吉  
 委員 石川敏行  
 委員 岡本満喜子

<b>事故種類</b>	釣り客死亡
<b>発生日時</b>	平成30年10月4日 00時14分ごろ
<b>発生場所</b>	福岡県宗像市大島北方沖 筑前大島灯台から真方位003° 11.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 05.8′ 東経130° 25.4′）
<b>事故の概要</b>	遊漁船生漁丸は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、宗像市神湊漁港に向けて帰航中、釣り客の1人が落水して死亡した。
<b>事故調査の経過</b>	平成30年10月4日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を、後日、1人の船舶事故調査官をそれぞれ指名した。 平成30年10月4日、5日、12日、現場調査及び口述聴取原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 生漁丸、7.3トン FO2-6279（漁船登録番号）、個人所有 13.25m（Lr）×3.26m×1.01m、FRP ディーゼル機関、302kW、平成3年11月22日 第290-53825号（船舶検査済票の番号） （写真1参照）
	
	写真1 本船
<b>乗組員等に関する情報</b>	船長 男性 69歳

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定  免許登録日 昭和50年7月22日  免許証交付日 平成27年2月23日  (平成33年2月13日まで有効)</p> <p>釣り客A 男性 74歳  釣り客B 男性 73歳  釣り客C 男性 71歳  釣り客D 男性 66歳</p>
死傷者等	死亡 1人(釣り客A)
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1  海象：うねり波向 北東、波高約1.5m、水温 約24℃</p>
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客A、釣り客B、釣り客C及び釣り客Dを乗せ、平成30年10月3日16時30分ごろ宗像市<sup>こうのみなと</sup>神湊漁港を出港し、18時30分ごろ大島北方沖でシーアンカーを入れ、漂泊して釣り客がいか釣りを開始した。</p> <p>釣り客A、釣り客B及び釣り客Cは、4日00時00分ごろ釣りをやめて釣り道具を片付けた。</p> <p>釣り客A及び釣り客Bは、船尾方を向き、釣り客Cは、左舷方を向き、操舵室の後方に置かれていたクーラーボックスに腰を掛けた。</p> <p>釣り客Dは、釣りをやめて道具の片付けをしながら、後部甲板の船尾側で船首方を向き、甲板上に直接座っていた。</p> <p>本船は、船長が、左舷側に波しぶきよけのシートを張り、シーアンカーを回収するなどの帰港準備を行った後、00時10分ごろ、航行を開始した。</p> <p>(図1 参照)</p>  <p>図1は、船の甲板配置を示しています。後部甲板には釣り客A、B、C、Dが配置されています。AとBは船尾方を向き、Cは左舷方を向き、Dは船首方を向き座っています。操舵室には船長がおり、その後方にクーラーボックスと波しぶきよけのシートが設置されています。W/Cも操舵室の近くにあり、(前部甲板)も示されています。AとBの位置は約90cmの距離にあることが示されています。</p> <p>図1 帰航開始時の乗船者等の配置図</p> <p>本船は、筑前大島灯台から真方位003° 11.2M付近を約12ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で南進中、00時14分ごろ左舷方からの波を受けて船体が動揺し、釣り客Aが後部甲板の右舷側から落水した。</p> <p>釣り客Bは、船体の動揺を感じた際、釣り客Aが仰向けの状態で</p>

	<p>右舷舷縁から落水していくのを見た。</p> <p>釣り客Dは、下を向いていたところ動揺を感じて上を向いた際、右舷舷縁から落水していく釣り客Aを見た。</p> <p>釣り客B及び釣り客Dは、釣り客Aがクーラーボックスに腰掛けていた状態から右舷舷縁まで投げ出される状況は見えていなかった。</p> <p>船長及び釣り客Cは、釣り客Aが落水する状況を見ていなかった。</p> <p>釣り客B、釣り客C及び釣り客Dは、人が船外へ投げ出されるほどの大きな動揺を感じていなかった。</p> <p>船長は、釣り客Aが落水したのを釣り客Bから聞いて船を止め、近くにいた僚船に携帯電話で釣り客1人の落水を伝えた。</p> <p>本船は、落水場所の周辺を航行して釣り客Aを探し、00時45分ごろ、釣り客Bが海上に仰向けで浮いている釣り客Aを発見した。</p> <p>船長は、近くにいた他の僚船に落水者を発見したことを携帯電話で連絡した。</p> <p>船長、釣り客B、釣り客C及び釣り客Dは、00時50分ごろ、釣り客Aを右舷側中央部から引き上げて後部甲板に運び、船長が帰航を再開し、釣り客B、釣り客C及び釣り客Dが帰港するまで交替で人工呼吸及び心臓マッサージを施した。</p> <p>釣り客Aは、02時00分ごろ、本船が神湊漁港へ入港した後、待機していた救急車で市内の病院へ搬送され、03時20分ごろ死亡が確認され、溺水による呼吸不全と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船長</p> <p>持病等はなく、健康状態は良好であった。</p> <p>漁業に従事し、30年ほど前に親族の船から独立し、20年ほど前から遊漁船業も営んでいた。</p> <p>(2) 本船</p> <p>本船の後部甲板付近の舷縁は、高さが甲板から47cmであった。</p> <p>釣り客A、釣り客B及び釣り客Cが座っていたクーラーボックスは、高さが50cmで、右舷側の舷縁との距離が約90cmであった。</p> <p>本船は、後部甲板の両舷に波しぶきよけのシートが張れるようになっており、本事故当時は、左舷側のみ張られていた。</p> <p>(写真2、写真3 参照)</p>



写真2 クーラーボックスと舷縁の配置

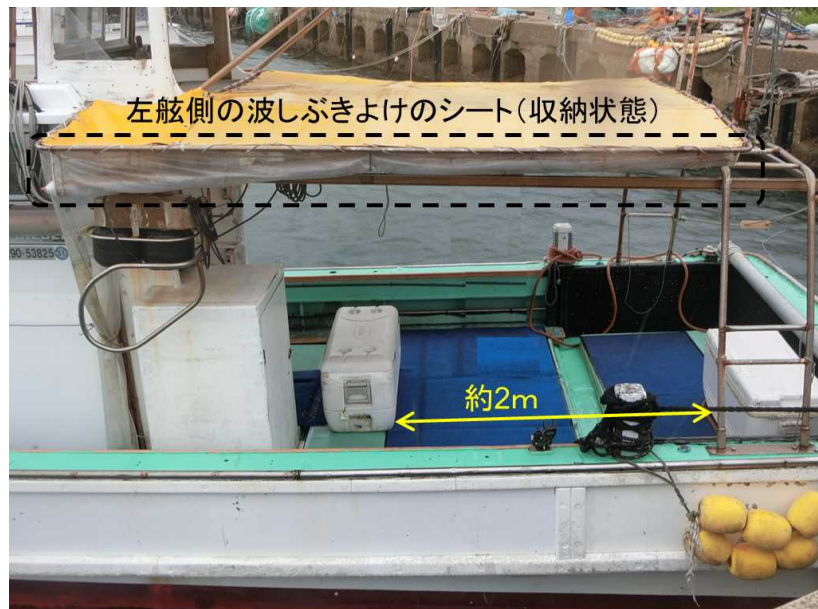


写真3 左舷側からみた後部甲板の状態

(3) 釣り客の情報

釣り客A、釣り客B、釣り客C及び釣り客Dは、釣り仲間で、3年ほど前から、この4人で釣りをする時は本船を利用していた。

釣り客B、釣り客C及び釣り客Dは、帰航中、釣り客Aが落水するまで立つことも座っている位置を変えることもなかった。

(4) 救命胴衣に関する情報

船長は、釣り客A、釣り客B、釣り客C及び釣り客Dが、それぞれ自分の救命胴衣を着用して本船に乗り込んでいたので、着用に関して遵守する事項について、特に何も指示していなかった。

釣り客Aは、海上から引き上げられた際には、救命胴衣を着用しておらず、本事故後、救命胴衣が釣り客Aの道具入れに入っていたのが確認された。

(5) 安全管理の状況

① 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく本船の業務規程には、船長は、利用者に対し、安全の確保のため周知すべき遵守事項の内容及び方法について、次の記載があったが、本船に掲示されていなかった。

a. 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させること。

b. 遊漁船に周知内容を掲示する。

② 業務規程によれば、船長は、海難等が発生した場合は携帯電話で速やかに118番通報により海上保安機関に連絡することになっていた。

③ 船長は、業務規程に従い、この規程を本船に備え置きしていなかった。

(6) 海水温度と生存に関する情報

I M O及びI C A Oが作成した「国際航空海上捜索救助マニュアル(IAMSAR Manual)」によれば、通常衣類着用の場合、各水温で生存可能な時間に関する指針は、次のとおり記載されている。

海水温度 (°C)	生存可能時間
2未満	0.75時間未満
2～4	1.5時間未満
4～10	3時間未満
10～15	6時間未満
15～20	12時間未満
20以上	不定(疲労の程度による)

(7) 類似事故

平成20年10月から平成30年10月までに公表された運輸安全委員会の報告書によれば、遊漁船及び瀬渡船の事故において、落水により釣り客等に死亡者が発生した事故は16件で17人となっており、このうち4件が航行中(1件はえい航中)であった。

分析

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

あり

なし

なし

(1) 釣り客Aの死因は、溺水による呼吸不全であった。

(2) 事故発生に関する解析

① 本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、10

	<p>月3日16時30分ごろ神湊漁港を出港した後、18時30分ごろから大島北方沖で、いか釣りを開始したものと考えられる。</p> <p>② 釣り客Aは、持参した救命胴衣を着用して乗船したものと考えられる。</p> <p>③ 船長は、釣り客が乗船中は救命胴衣を着用させる業務規程を遵守しておらず、特に指示していなかったものと考えられる。</p> <p>④ 釣り客Aは、4日00時00分ごろ釣りをやめて道具を片付けた後、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p> <p>⑤ 釣り客Aは、落水する前に、釣り客B及び釣り客Cとクーラーボックスに腰を掛け、船尾方を向いていたものと考えられる。</p> <p>⑥ 本船は、00時14分ごろ、約12knの速力で帰航中、左舷方からの波を受けて船体が動揺した際、釣り客Aが右舷側から落水したものと考えられる。</p> <p>⑦ 船長は、釣り客Aが落水したことを僚船には連絡したものの、業務規程に規定されていたとおりに海上保安庁には連絡しなかったものと考えられる。</p> <p>⑧ 船体の動揺は、他の釣り客が大きな動揺を感じていなかったことから、約90cm離れた舷縁を人が越えるほどの大きなものではなかったものと考えられる。</p> <p>⑨ 釣り客Aは、本船が動揺した際、クーラーボックスから立つなどして体勢が不安定な状況となり落水した可能性が考えられるが、本人が死亡したこと及び他の釣り客が見ていなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>⑩ 釣り客Aは、海中に落水し、約31分後に発見され、約36分後に救助されたこと、及び海水温度が約24℃であったので、海水温度の影響により死亡したものではないと考えられる。</p> <p>⑪ 釣り客Aは、救命胴衣を着用しておらず、顔を水面上に維持することが困難であったことから、溺水による呼吸不全となったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、神湊漁港に向け帰航中、左舷方からの波を受けて動揺した際、救命胴衣を着用していなかった釣り客Aが右舷舷縁から落水し、顔を水面上に維持することが困難であったため、溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項とし</p>

て、次のことが考えられる。

- ・遊漁船の船長は、釣り客に対し、船室内にいる場合を除き、乗船中は救命胴衣を適切に着用させ、下船まで外さないよう指示を徹底すること。また、釣り客は、船長の指示に従うこと。
- ・遊漁船の船長は、釣り客の落水への備え及び安全の意識向上のため、乗船中は救命胴衣を適切に着用することを船内に掲示すること。
- ・遊漁船の船長は、業務規程を本船に備え置き、また、船舶事故等が発生した場合は速やかに海上保安庁に連絡すること。

付図1 事故発生場所概略図

